

健康保険、国民健康保険、後期高齢者医療保険等の加入保険の負担割合（1割～3割により算定します。）

○介護保険から医療保険への適用保険変更  
介護保険の要支援又は要介護認定を受けた方でも、次の場合は自動的に適用保険が介護保険から医療保険へ変更となります。

1 厚生労働大臣が定める疾病等

- ①多発性硬化症      ②重症筋無力症
- ③スモン              ④筋萎縮性側索硬化症
- ⑤脊髄小脳変性症    ⑥ハンチントン病
- ⑦進行性筋ジストロフィー症
- ⑧パーキンソン病関連疾患（進行性核上性麻痺、大脳皮質基底核変性症、パーキンソン病（ホーエン・ヤールの重症度分類がステージ三以上であって生活機能障害度がⅡ度又はⅢ度のものに限る））
- ⑨多系統萎縮症（線条体異質変性症、オリブ橋小脳萎縮症、シャイ・ドレーガー症候群）
- ⑩プリオン病        ⑪亜急性硬化性全脳炎
- ⑫ライソゾーム症    ⑬副腎白質ジストロフィー
- ⑭脊髄性筋萎縮症    ⑮球脊髄性筋萎縮症
- ⑯慢性炎症性脱髄性多発神経炎
- ⑰後天性免疫不全症候群
- ⑱頸髄損傷
- ⑲人工呼吸器を使用している状態

2 末期の悪性腫瘍

3 急性増悪期（特別訪問看護指示書期間）

1. 訪問看護基本療養費

	週3日まで	週4日目以降※	備考
基本療養費 I	5550円	6550円	※厚生労働大臣が定める疾病等、特別管理加算対象者、特別訪問看護指示書の交付を受けた者
	12850円		緩和ケア・褥瘡ケアに係る専門の研修を受けた看護師（月1回限り）

2. 訪問看護管理療養費

	月の初日	月の2日目以降	備考
訪問看護管理療養費1	7670円	3000円	同一建物居住者の割合が7割未満であって、特掲診療料の施設基準等別表第7に掲げる疾病等の者、特掲診療料の施設基準等別表第8に掲げる者に該当する利用者及び精神科訪問看護利用者のGAF尺度の受入実績が一定以上である場合
訪問看護管理療養費2		2500円	同一建物居住者の割合が7割以上であること又は7割未満であって特掲診療料の施設基準等別表第7に掲げる疾病等の者、特掲診療料の施設基準等別表第8に掲げる者に該当する利用者及び精神科訪問看護利用者のGAF尺度の受入実績が一定以上である場合に該当しない場合

3. 加算

加算名	料金	内容
24時間対応体制加算	6800円	24時間の電話相談・緊急対応等
乳幼児加算	1300円	6歳未満
	1800円	6歳未満であって、次に該当する者(1) 超重症児又は準超重症児(2) 特掲診療料の施設基準等別表第七に掲げる疾病等の者(3) 特掲診療料の施設基準等別表第八に掲げる者
特別管理加算	2500円	下記以外
	5000円	重症度の高いものとして厚生労働大臣が定める状態である者
情報提供療養費	1500円	厚生労働大臣が定める疾病等に該当する方の情報を自治体又は指定特定相談支援事業者、指定障害児相談支援事業者に提供した場合
		義務教育諸学校及び高等学校等からの求めに応じて情報提供した場合
		保険医療機関等に入院・入所にあたり主治医に情報提供した場合
難病等複数回訪問加算	4500円	厚生労働大臣が定める疾病等の方、特別管理加算の対象者の方、特別訪問看護指示書の交付を受けた方（1日2回）
	8000円	厚生労働大臣が定める疾病等の方、特別管理加算の対象者の方、特別訪問看護指示書の交付を受けた方（1日3回以上）
長時間訪問看護加算	5200円	1回90分を超える訪問看護を提供した場合
緊急訪問看護加算	2650円	医師の指示により緊急訪問を行った場合（月14日目まで）
	2000円	医師の指示により緊急訪問を行った場合（月15日目以降）
退院時共同指導加算	8000円	在宅での療養に必要な指導を行った場合。入院・入所中に1回、厚生労働大臣が定める疾病等の方は2回算定
特別管理指導加算	2000円	退院時共同指導加算に上乗せ（特別管理加算対象の方）
退院支援指導加算	6000円	厚生労働大臣の定める疾病等の方、特別管理加算対象の方、特別指示書の交付を受けた方で、退院日に在宅での療養指導を行った場合（厚生労働大臣が定める長時間の訪問を要する者に対し、長時間にわたる療養に必要な指導を行ったときにあつては、8,400円。）
在宅患者連携指導加算	3000円	医療関係職種間で共有した情報で利用者・家族に指導を行った場合
在宅患者緊急時カンファレンス加算	2000円	患者に赴き医師と療養に必要な指導を行った場合

ターミナルケア療養費	25000円	在宅又は特別養護老人ホーム等で死亡した方に対し、死亡日及び死亡日前14日以内に2回以上ターミナルケアを行った場合
	10000円	特別養護老人ホーム等で看取り介護加算等を算定している方に対し、死亡日及び死亡日前14日以内に2回以上ターミナルケアを行った場合
複数名訪問看護加算	4500円	看護職員が看護師等と同時訪問（週1日）
	3800円	看護職員が准看護師と同時訪問（週1日）
	3000円	看護職員がその他職員と同時訪問（週3日）
複数名訪問看護加算	3000円	看護職員が看護補助者と同時訪問 (厚生労働大臣が定める場合)（1日1回）
	6000円	看護職員が看護補助者と同時訪問 (厚生労働大臣が定める場合)（1日2回）
	10000円	看護職員が看護補助者と同時訪問 (厚生労働大臣が定める場合)（1日3回以上）
専門管理加算	2500円	緩和ケア、褥瘡ケア若しくは人工肛門ケア及び人工膀胱ケアに係る専門の研修を受けた看護師又は特定行為研修を修了した看護師が、指定訪問看護の実施に関する計画的な管理を行った場合（1月に1回）
看護・介護職員連携強化加算	2500円	喀痰吸引等の業務を行う介護職員への支援を行った場合
夜間・早朝加算	2100円	早朝（6：00～8：00）、夜間（18：00～22：00）
深夜加算	4200円	深夜（22：00～6：00）